

申請に必要な書類等

☆印は申請企業で用意するものです。

- (1) 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定申請書（第1号様式）
- (2) ワーク・ライフ・バランスレベル診断チェックシート
- ☆ (3) 就業規則、その他関連規程（育児・介護休業規程など）
- ☆ (4) 時間外・休日労働に関する協定届（直近年度のもの）
- ☆ (5) 法定時間外労働・休日労働の状況が分かるもの（時間外労働一覧表など）
- ☆ (6) 年次有給休暇管理簿
- ☆ (7) 申請書に記載した、ワーク・ライフ・バランスの取組がわかる資料等

例：次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」、
取組・制度の社内周知メールや通知文の写し、社内研修会資料 等

- ☆ (8) 会社概要がわかるパンフレット等

※このほか、申請書類提出後に、追加して資料提出をお願いする場合があります。

申請方法

電子申請で受け付けています。

港区産業振興センターホームページ：港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業

<https://minato-sansin.com/worklifebalance/ninteizigyou/>

※電子申請以外の方法をご希望の場合も、ホームページから (1) (2) の申請書類等を入手できます。この場合申請書類 (1) ～ (8) のすべてのデータをCD-R等に格納の上、企業名を記入し下記までご提出ください。



申請・問合せ先

港区産業振興課経営支援係 ☎ 03(6435)4613

〒108-0014 港区芝五丁目36番4号 札の辻スクエア8階



所在地 港区芝5-36-4

アクセス

- JR「田町」駅
三田口（西口）から徒歩4分
- 都営三田線・浅草線「三田」駅
A4出口から徒歩3分
A3出口から徒歩4分
A2出口から徒歩2分
A1出口から徒歩1分

港区

ワーク・ライフ・バランス

推進企業認定事業 申請要領

認定期間 令和8年12月1日から3年間（更新あり）

～働きやすい職場の実現に取り組む企業の皆さまへ～

港区では、仕事と家庭の両立支援や誰もが働きやすい職場の実現に向けてワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる中小企業を認定し、その取組を応援します！

令和8年度の認定申請受付期間

令和8年4月20日（月）～6月30日（火）



名刺やホームページに「認定マーク」を入れてイメージアップ！

港区との契約で優遇！

融資あっせん・人材確保のための補助金も優遇される！



ワーク・ライフ・バランスとは？ …… P2

令和7年度港区ワーク・ライフ・バランス推進認定企業の紹介 … P3

港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業とは？ … P4～5

港区ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定基準 … P6～7

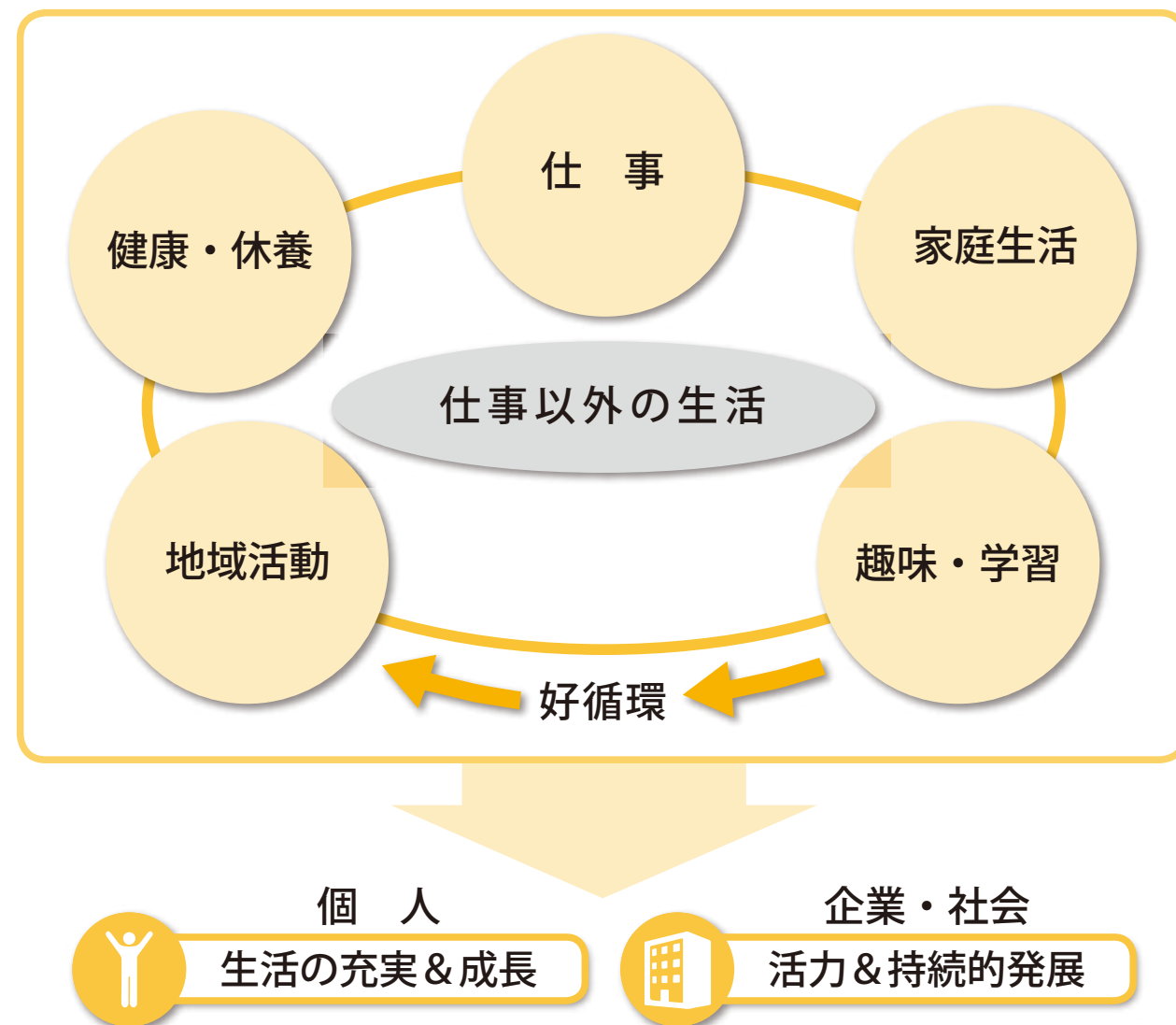
申請に必要な書類、申請・問合せ先 …… P8（裏表紙）



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は古紙を活用した再生紙を使用しています。

ワーク・ライフ・バランスで企業の成長

働き方改革や少子高齢化、ライフスタイルの多様化により、企業と従業員の双方に「柔軟な働き方」が求められています。ワーク・ライフ・バランスは、単なる福利厚生ではなく、企業の成長戦略の一部です。従業員の満足度を高めることは、生産性の向上と競争力の強化につながり、さらに多様な人材が活躍できる環境を整えることが持続可能な経営を実現する鍵となります。



**ワーク・ライフ・バランスは
業務見直しのキッカケにつながります**

ワーク・ライフ・バランスの推進は、業務の見直しを進める大きな契機となり、働きやすさの向上はもちろん、優秀な人材の確保と定着にもつながるなど、企業にとって多くの効果が期待できます。

令和7年度港区ワーク・ライフ・バランス推進 新規認定企業一覧

【新規認定期間】令和7年12月1日から令和10年11月30日

企 業 名	認定分野		
	子	介	働
株式会社PROTEAN	○	○	○
株式会社ShareFair			○
FIT Trading株式会社			○
株式会社アイエンジニアリングスタッフ 東京支店	○		○
株式会社ブルーアルパーク	○		○
株式会社SINCE	○	○	○
株式会社アプライム	○		○
株式会社フィールドキャスター			○
株式会社やんかわ商店			○
株式会社ファーム・アライアンス・マネジメント	○	○	○
株式会社モンテカンポ			○
社会保険労務士法人HRビジネスマネジメント	○	○	○
MAVIS PARTNERS株式会社	○	○	○
株式会社ダイナックス都市環境研究所	○	○	○
株式会社LiveSmart	○		○
不二工業株式会社			○
八洲電装株式会社	○	○	○
ユニバース情報システム株式会社	○	○	○
株式会社CLUE	○		
永井法律事務所	○		○
株式会社東京三信電機			○
株式会社ジョブクラウン	○		○
株式会社レガートシップ	○	○	○
シングルポイントジャパン合同会社	○		○
株式会社ワークシフト研究所	○	○	○
株式会社ローレ東京	○		○
株式会社オーエスシーテック	○		
株式会社田中建築事務所	○		○

＜認定企業凡例＞ 子…子育て支援分野、介…介護支援分野、働…働きやすい職場環境づくり分野

認定企業の詳細情報は、こちらをご覧ください



港区ワーク・ライフ・バランス 推進企業認定事業とは？

1 認定事業の対象は？

次の要件すべてを満たす中小企業です。

(1) 区内に事業所を置き、中小企業基本法第2条第1項に該当する企業。

中小企業者の定義業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

- (2) 労働基準法第36条の規定に該当する場合は、書面による協定をし、これを行政官庁に届け出ていること。
(3) 労働関係法令が遵守されていること。
(4) 認定企業とするに社会通念上ふさわしくないと判断される問題を現に有していないこと。
(5) その業態が公序良俗に反していないこと。
(6) 事業所がバーチャルオフィスではないこと。(実体のある事業所を有しないもの)
(7) みなし大企業ではないこと。(実質的に大企業が経営権を有しており、制度上「大企業」として扱われる企業)

2 対象となる取組内容は？(1分野から申請は可能です)

- (1) 子育て支援分野(仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる)
(2) 介護支援分野(仕事と介護の両立支援に積極的に取り組んでいる)
(3) 働きやすい職場環境づくり分野(長時間労働の削減等、働きやすい職場づくりを積極的に行っている)
それぞれの取組内容の具体例については5ページをご参照ください。

※令和6年度から「地域活動支援分野」は、「働きやすい職場環境づくり分野」に統合されました。

3 ワーク・ライフ・バランス認定企業のメリットは？

- (1) 認定企業を区が広くPRします。
「広報みなと」や港区立産業振興センターホームページ等において、認定企業を紹介します。
- (2) 契約制度で優遇します。
①入札：工事及び業務委託契約における特別簡易型総合評価方式の評価項目に、「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業点」が設定されており、加点対象となります。【工事請負契約・業務委託契約：50点のうち1.5点】
②プロポーザル方式による選考：プロポーザル方式による選考の際の一次審査において、港区ワーク・ライフ・バランス推進企業等に認定されている場合、加点対象となります。【一次審査の事務局採点項目の配点の5%】
- (3) 低利な融資あっせん制度「ワーク・ライフ・バランス推進認定企業サポート融資」が利用できます。
【融資限度額】1,000万円 【利率】(本人負担率)0.3%
【貸付期間】7年以内(据置期間12か月を含む)
【信用保証料】区が全額を補助 【資金使途】運転・設備
- (4) 中小企業人材確保支援事業補助金の補助率・上限額を上げます。
【人材確保に係る経費の補助率】通常2/3から3/4に上げます
【上限額】人材紹介会社への手数料：通常100万円から125万円に上げます
求人広告費：通常40万円から50万円に上げます
- ※(3)、(4)について、認定企業であることのほか、いくつか要件がありますので、申請を検討される場合は港区立産業振興センターホームページの各紹介ページを事前にご確認ください。



◀詳細はこちら



◀詳細はこちら

4 認定期間は？

認定期間は、令和8年12月1日から3年間です。

認定を受けた翌年度には、フォローアップヒアリングを実施し、認定分野に関する取り組みの確認や、必要に応じてワーク・ライフ・バランス推進のためのアドバイス等を行います。

対象となる取組内容

子育て支援分野

- 誰もが育児休業を取得しやすい環境の整備
- 働きながら子育てしやすくするための制度の導入・仕事内容への配慮
- 安心して子どもを産むことができる環境の整備
- 育児休業取得者の職場復帰を支援する制度 など

介護支援分野

- 誰もが介護休業を取得しやすい環境の整備
- 働きながら介護しやすくするための制度の導入・仕事内容への配慮
- 介護休業取得者の職場復帰を支援する制度 など

働きやすい職場環境づくり分野

- 誰もが働きやすい職場環境・風土づくり
- 働き方の見直しをするための取組
- 女性の活躍推進についての取組
- 働きやすい職場にするための人事管理面での配慮
- 誰もが能力開発やキャリア・アップができるようにするための支援
- 社員が地域活動に取り組みやすくする制度 など



ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の流れ

認定期間：令和8年12月1日～令和11年11月30日（更新あり）

申請受付期間 令和8年4月20日(月)～6月30日(火)



事前調査 区の委託する事業者が企業を訪問しヒアリングを行います



内容審査(審査会) 時期：10月下旬予定



認定証交付式 時期：12月中旬予定

港区ワーク・ライフ・バランス 推進企業の認定基準

Q 認定に種類はあるの？

A: 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業では、3つの分野（子育て支援、介護支援、働きやすい職場環境づくり）それぞれで認定の可否を決定します。

Q 認定の基準はどうなっているの？

A: 認定するための基準は、**1.独自項目** と **2.共通項目** の2種類で構成しています。両方に該当していることが必要です。（令和8年4月1日を基準日とします。）

2. 共通項目 次の①～⑥をすべて満たしていることが必要です。



1. 独自項目 申請分野ごとに定めている基準を満たしていることが必要です。また、取組状況もチェックします。

1 子育て支援分野

基準：以下の「ア」と「イ」をどちらも満たしていること。

ア 育児・介護休業法に基づき、就業規則等が法定基準を満たしていること。

イ 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働局へ届け出ていること（常時雇用している従業員が101人以上の場合）。

取組状況チェックの例

- 子の看護等休暇の対象を小学校3年生まで拡大し、時間単位での取得も認めている。
- 残業免除の対象を小学校就学前まで拡大している。
- 3歳未満の子を養育している場合、テレワーク等を導入している。
- 妊娠・出産時や子が3歳になる前までに本人の意向を個別に聴取し配慮している。

2 介護支援分野

基準：育児・介護休業法に基づき、就業規則等が法定基準を満たしていること。

取組状況チェックの例

- 普段から介護休業の取得方法等について従業員に情報提供するなど、介護休業の利用を促進している。
- 仕事の内容を見直したり、負担を軽減する等勤務への配慮を行っている。
- 介護休暇を時間単位で取得することができる。

3 働きやすい職場環境づくり分野

基準：女性活躍推進法で求められた以下の「ア」と「イ」をどちらも満たしていること。（常時雇用している従業員が101人以上の場合）。

ア 「一般事業主行動計画」を策定し労働局へ届け出ていること。

イ 自社の女性の活躍に関する現状を公表していること。

取組状況チェックの例

- ハラスメント防止のための取組を行っている。
- 障害のある従業員に対して、障害の特性に応じて必要な配慮を行っている。
- ボランティア休暇を設けるなど、地域活動等に参加できる制度を整えている。

